

(外交防衛委員会)

国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第

一〇号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、近い将来予定されている国際連合事務局における平和維持活動に対する体制強化等にかんがみ、国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の規定に基づき防衛庁職員を派遣して従事させることができる業務として、国際連合事務局の内部部局であつて政令で定めるものにおいて行う次の業務を追加することを内容とするものである。

- 一、国際連合の平和維持活動の方針の策定又は当該活動の基準の設定若しくは計画の作成を行うこと。
- 二、人道的精神に基づいて行われる地雷の除去に関する活動の援助の方針の策定、当該活動が円滑に行われるための基準の設定若しくは計画の作成又は当該活動に対する資金の供与を行うこと。
- 三、一、又は二、の業務の遂行に必要な交渉若しくは調整又は調査若しくは研究を行うこと。
- 四、一、二、又は三、の業務の管理を行うこと。